

文化政策部会の設置について（案）

平成19年6月29日
文化審議会決定

1 設置の趣旨

文化審議会令第6条第1項（平成12年6月7日政令第281号）及び文化審議会運営規則（平成18年2月17日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、文化審議会に、文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関し調査審議を行うため、文化政策部会を設置する。

2 調査審議事項

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

3 構成

会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化政策部会における検討内容例

- (1) アートマネジメント及び舞台技術に関する人材養成について
 - ①我が国におけるアートマネジメント人材の養成の経緯及び現状
 - ②諸外国におけるアートマネジメント人材の養成の現状
 - ③アートマネジメント人材の役割及び定義
 - ④アートマネジメント人材の養成の在り方(国、地方の支援の在り方)

- (2) 芸能実演家(音楽(オペラ)、舞踊(バレエ、現代舞踊)、演劇等の分野における実演家)の人材養成について
 - ①我が国における芸能実演家等の養成の経緯及び現状と課題
 - ②諸外国における芸能実演家等の養成の現状
 - ③芸能実演家等の養成の在り方(国、独法、地方及び民間の役割分担)

- (3) メディア芸術(映画等)分野における人材の養成

- (4) その他